

「福島に来て。」頑張る地域応援事業補助金の事務取扱いについて

(事業採択基準)

1 事業採択基準について

- (1) 「市町村と連携した取組」については、当該市町村が行う事業との関連性を確認するため、総合戦略等の書類を提出させるものとする。
- (2) 「福島ふるさと暮らし案内人」であることの確認等については、「認証書」又は定住・二地域居住に係る「福島ふるさと暮らし案内人」推薦書の写しを提出させるものとする。

なお、「福島ふるさと暮らし案内人」選定要領については、別紙1のとおりとする。

(対象事業)

2 事業区分の主な事例は、次のとおりとする。

(1) 移住者受入れスタートアップ支援事業

ア 移住者等を受け入れるための仕事づくりに資する事業

- (ア) 季節雇用、期間雇用、農作業の手伝いなど、正規雇用だけではなく、現金収入を得られるような仕事等を調査・集約し、移住者等に対して情報提供を行う取組
- (イ) 農業、飲食店、民宿、商店など既存事業の継承（後継ぎ）を求めている事業者等を調査・集約し、移住者等に対して情報提供を行う取組
- (ウ) 移住者等の現金収入を確保する手段として、除雪や雪囲い、買い物支援などの地域課題を「仕事化」するための取組 等

イ 移住者等を受け入れるための住居の確保に資する事業

- (ア) 空き家を活用するための相談体制の構築や地域における研修等
- (イ) 地域内の活用可能な空き家調査
- (ウ) 建築士や不動産鑑定士等への依頼による、空き家バンクに登録する情報の整備（目安となる賃料及び修繕費用の算定等）を行う取組 等

ウ 移住者等の受入れに資する事業

- (ア) 移住者等の受入れを支援する中間支援団体の設立や地域住民が参加する移住者等の受入計画策定等の取組
- (イ) 県外での移住セミナー、移住相談会への出展
ただし、出展に当たっては、原則、移住者や地域における世話人等の参加を条件とする。
- (ウ) 移住希望者向けお試し住宅の運用
- (エ) 移住希望者の現地案内（移住希望者の旅費は除く） 等

エ 移住者等と地域住民との交流に資する事業

- (ア) 地域の生活文化体験モニターツアー等の開催（参加者への助成に要する経費は除く）
- (イ) 移住希望者と地域住民の交流会の開催（参加者の飲食に要する経費は除く）

(ウ) 体験農園等の運用

(エ) インターンシップの実施 等

(補助対象期間)

3 補助対象期間について

補助の期間は、原則として1年とするが、明確な事業計画のある発展的な事業で、かつ、次のいずれにも該当する事業については、3か年を限度に継続を認めることができるものとする。ただし、事業採択は、単年度ごとに行うものであるため、次年度以降の事業の実施を約束するものではない。

(1) 前年度より補助金依存度が低下するなど、自立に向けた取組が明確に認められる事業

(2) 前年度に顕著な事業効果が認められ、更なる発展性が見込まれる事業

(補助対象経費)

4 補助対象経費について

補助対象経費の主な事例は下表のとおりとする。(注1)

経費区分	内 容
1 報償費	指導又は助言等を行う専門家及び事業への協力を依頼する地域住民等に対する謝金等
2 旅費	相談会・セミナー等に参加するための交通費等
3 需用費 (食糧費を除く)	事務用品、資料のコピー代、移住希望者向けお試し住宅等の光熱水費、燃料費、修繕料(注2)等
4 役務費	通信費、宅配料、広告料等
5 備品購入費	お試し住宅の運用に必要な生活家電、パソコン等の購入費等
6 委託料	空き家調査、ホームページ作成、ツアー企画・催行の委託料等
7 使用料及び賃借料	体験農園、お試し住宅等の賃料、会場使用料、バス借上料等
8 負担金	移住セミナー、相談会等参加に係る負担金等
9 諸経費	振込手数料等

(注1) 次に掲げるものに該当する経費は対象経費とはならない。

(1) 経常的な人件費(ただし、臨時に雇用される者の賃金を除く。)、光熱水費等の団体の維持運営費に該当する経費

(2) 補助対象事業を実施するために直接必要とは認められない経費

(3) 補助事業者の打合せ、地域での懇談会、移住希望者と地域住民との交流会等での飲食に要する経費(食糧費)

(4) 移住者等本人への補助、助成に要する経費

- (5) 物販を行う場合、商品の仕入れに係る経費
- (6) 印刷物等を販売する場合の印刷製本費
- (7) 敷金等の後日返金される経費
- (8) 補助対象事業のみに使ったか明確に区分できない経費（ただし、明確に区分できる場合にはこの限りではない。）

（注２）修繕料とは、修繕に要する金額が２０万円未満の場合で、かつ、当該住宅の維持管理又は壊れた部分の原状回復を主目的とする経費をいう。

５ 事業の執行に必要な関係書類について

- (1) 移住者等受入実施計画書（補助金交付要綱第１号様式の別紙１）には、次のア～エの書類等、記載内容の説明に必要な書類等を添付するものとする。
 - ア 連携する市町村の総合戦略等の書類の写し
 - イ 「福島ふるさと暮らし案内人」認証書又は推薦書の写し
 - ウ 補助事業者の組織名簿及び団体規約・会則等の写し
 - エ 誓約書（別紙様式１）
- (2) 補助金交付要綱に基づく提出書類等については、必要に応じて原本確認を行うものとする。

６ その他

- (1) １回の支払が５万円を超える支払の場合、原則、口座振込みでの経理処理を求めるものとする。ただし、やむを得ない場合については、この限りではない。
- (2) 取得予定価格が総額１０万円以上（税込）の場合は、できる限り２者以上の相見積りを求め、取得した見積書を事業計画書に添付させるものとする。
- (3) 補助事業により取得した財産（機械、機器及び備品の他、取得価格が単価１０万円以上（税込）の消耗品等含む）は、必要に応じて現物確認をするものとする。ただし、１回限りの使用又は短期間の使用で消耗する物品を除く。
- (4) 必要に応じて現地調査を行うなど、事業の適切な執行管理を行うものとする。

(別紙 1)

「福島ふるさと暮らし案内人」選定要領

平成29年6月改正（平成20年2月策定）

1 趣旨

大都市への人口の一極集中が進むとともに、構造的にも人口減少が加速する中、地域社会の担い手を確保し、地域の活力を向上させていくためには、福島への定住・二地域居住を積極的に推進する必要がある。

本県では、これまで、市町村や民間団体、地域住民が、定住・二地域居住を希望する者と地域との橋渡し役として、積極的かつ大きな役割を果たしてきたところであり、今後とも、定住・二地域居住に至るまでの人と人との関わり、人と地域の関わりを重視していくことが求められている。

このため、「福島に戻りたい」「福島に移り住みたい」という、福島への移住を希望する方々の思いに寄り添い、自らが愛する地域との橋渡し役を担う個人又は団体を「福島ふるさと暮らし案内人」として認証するとともに、案内人の活動を通じて、その知識や経験、ノウハウを全県に広めながら、定住・二地域居住の受入体制の強化を図るものとする。

併せて、「福島ふるさと暮らし案内人」の姿と本県の豊かで美しい自然や温かい県民性、チャレンジの場としての魅力やポテンシャルを広く発信し、福島への定住・二地域居住の更なる推進につなげていくものとする。

2 「福島ふるさと暮らし案内人」認証基準

「福島ふるさと暮らし案内人」は、次の(1)から(3)のいずれかに該当する者であって、団体名、氏名、連絡先及びこれまでの取組など、定住・二地域居住の推進に係る個人情報等に関し、福島県の各種広報媒体等によりPRされることに同意した者について認証するものとする。

- (1) これまで、定住・二地域居住を希望する者と地域との調整役を担った相当の実績があり、今後も意欲的に取り組もうとしている個人又は団体のうち、市町村長により推薦を受けた者であって、県が「福島ふるさと暮らし案内人」として認証することが適当であると認めた者。
- (2) 今後、市町村と連携し、定住・二地域居住を希望する者と地域との調整役として意欲的に取り組もうとしている個人又は団体のうち、市町村長により推薦を受けた者であって、県が「福島ふるさと暮らし案内人」として認証することが適当であると認めた者。
- (3) その他、市町村及び県が定住・二地域居住の推進のため、特に認証の必要があると認めた者。

3 認証方法等

認証方法については、次のとおりとする。

- ① 市町村長による県への候補者推薦
- ② 県より候補者へ認証の同意を確認
- ③ 知事による認証
- ④ 「福島ふるさと暮らし案内人」として登録し、県のHP等での紹介
- ⑤ 関係機関等への周知
- ⑥ 「福島ふるさと暮らし案内人」としての活動開始

4 福島ふるさと暮らし案内人としての役割

- ① 福島への定住・二地域居住の希望者に対して、移住を検討しているとき、移住するとき、移住した後などの各段階において、地域における仕事や住まい、暮らしに関する情報提供を行うこと。
- ② 福島への定住・二地域居住を希望又は検討している人に対して、現地案内や相談対応を行うこと。
- ③ 定住・二地域居住者と地域住民との円滑な関係性構築に向けた各種サポートを行うこと。
- ④ 県又は定住・二地域居住に積極的に取り組もうとしている市町村・団体・地域等に対して、その経験やノウハウを伝授すること。
- ⑤ その他、自ら又は県や市町村等と連携して、定住・二地域居住の推進に必要な活動を行うこと。

(別紙様式1)

福島県知事

誓 約 書

平成 年 月 日に交付決定を受けた「福島に来て。」頑張る地域応援事業について、下記の事項を遵守することを誓約します。

- 1 「福島に来て。」頑張る地域応援事業補助金交付要綱、同事務取扱いなどの各種関係規程等を遵守し、不正を行うことなく事業を実施します。
- 2 事業内容に変更等が生じた際には、関係規程等に従い、速やかに協議の上、必要となる手続きを行います。
- 3 福島県から取引先等の確認を求められれば同意します。
- 4 補助金の交付の決定が取り消された場合には、受領した補助金の全部又は一部を速やかに返還します。

平成 年 月 日

住 所

団 体 名

代表者氏名

